

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則関係	
1 一般にハイリスクの資産に投資することを目的とする信託契約を、元本補てんを行うことができる信託契約から除外している。したがって、店頭商品デリバティブに係る権利に投資することを目的とする信託契約についても元本補てんの例外規定の対象とすべき。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
銀行法施行規則関係	
2 旧商品取引所法では、店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理業務についての規定がなかったため、銀行法施行規則第13条の2の3第3項において、店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理業務が禁止されていたと理解しているが、改正された商品先物取引法において、当該業務についても規定が設けられたことから、銀行法施行規則第13条の2の3第3項を削除し、店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理業務を解禁すべきではないか。	商品先物取引法に「店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理」についての根拠規定が設けられたところであるが、これらの業務も銀行等が行った場合その顧客には委託元等のリスクが直接、当該顧客に及ぶこととなることに鑑み、顧客勧誘時の説明態勢など業務の適切性を確保する問題があることや当該業務を行うことによる金融市場や商品市場への影響等を見極める必要があることから、現段階では、銀行の付随業務として追加しないこととしたものです。
労働金庫法施行規則関係	
3 新労働金庫法施行規則第42条第8項に規定する「取引」は、「商品市場及び外国商品市場によらないで行われる取引」の意味か。	労働金庫法施行規則第42条第8項に規定する「取引」は、「商品市場における相場を利用して行う取引」のことです。
4 旧労働金庫法施行規則第42条第8項に規定する「商品取引所法第349条第1項に規定する店頭商品先物取引」を「商品先物取引法第349条第1項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引」と置き換えていないのは、新労働金庫法施行規則第42条第8項に規定する「取引」を旧労働金庫法施行規則第42条第8項に規定する「店頭商品先物取引」と同じ範囲になるようにするため(労働金庫法第58条第2項第19号の業務から除く業務の範囲を拡大又は縮小させないため)と理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
5 今回の府令改正により、労働金庫連合会の証券専門子会社についても、「委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為」を行うことができるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
6 労働金庫連合会本体とその証券専門子会社は、同じ範囲内(新労働金庫法施行規則第43条第7項に規定する「取引」の媒介、取次ぎ又は代理を除いた行為、かつ、労働金庫法施行規則第42条第6項第1号イ又はロの要件を満たす行為)での商品先物取引業を行うことができると理解して差し支えないでしょうか。また、このことは、資金移動専門会社(労働金庫法施行規則第51条第1項第2号)、証券仲介専門会社(労働金庫法施行規則第51条第3項第5号)及び金融関連業務子会社(労働金庫法施行規則第45条第5項第3号)についても同様との理解でよいか。	労働金庫連合会とその証券専門子会社等は、労働金庫法第58条の2第1項第16号及び第17号の業務を行うことが可能と考えられます。(労働金庫法施行規則第45条第5項第3号)

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
7 労働金庫及び労働金庫連合会は、その他の付随業務として「金の取扱い」が認められており、業務方法書にも当該業務を記載している。また、金庫の子会社についても、平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省・労働省告示第2号の第3条第3号に「地金銀の売買を行う業務」、同条第5号に「地金銀の売買の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務」が掲げられている。これらの業務については、いずれも「現物取引」に限られ、金庫又は金庫の子会社が地金銀の「商品デリバティブ取引」を行う場合においても、現物決済型商品デリバティブ取引（労働金庫法施行規則第42条第6項第1号イ又はロの要件を満たしていないもの）は行うことはできないと理解してよいか。	金融との関連性及びリスクの同質性の観点から、差金の授受によって決済される取引、保管運搬リスクを負わない、との要件（労働金庫法施行規則第42条第6項第1号）を満たしていない取引は行うことができないと考えられます。
8 労働金庫法施行規則第45条第5項第7号及び第8号の改正は、「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）」第3条の規定による割賦販売法の改正が平成21年12月1日から施行されたことに伴い、改正後の同法第2条第3項及び第4項の規定に準じて労働金庫法施行規則第45条第5項第7号及び第8号の規定を整備するものとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
9 労働金庫法施行規則第125条第6号の改正は、実質的な内容の変更を伴わない規定の整理との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
10 労働金庫法施行規則第125条第3号イ(1)中「第6号八及び二」を「第6号八及び第7号ロ」に改める必要はないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
金融商品取引業等に関する内閣府令関係	
11 過去、金融商品取引法第35条第3項に基づき届け出た同条第2項第2号に掲げられる業務、及び同条第4項に基づき承認を得た業務について、届出及び承認の申請を、それぞれ、新たに行う必要があるのか否か、確認したい。	改正前に金融商品取引法第35条第3項の規定により届け出た業務又は同条第4項の規定により承認を受けた業務については、改正後に引き続き同一の業務を行うに当たって、新たに同条第3項の規定による届出又は同条第4項の承認の申請を行う必要はないと考えられます。 なお、登録申請書記載事項（金融商品取引法第29条の2第1項第7号の事業の種類）として同法第35条第2項第2号に掲げる業務の記載がある金融商品取引業者については、改正後に新たに同号に掲げる業務に該当するものを、同号に掲げる業務とは別に登録申請書に記載している場合には、記載事項の重複する部分を削除するため、同法第31条第1項の規定による届出を行う必要があると考えられます。